

兵庫県立森林大学校の人材育成等への連携と協力に関する協定

兵庫県立森林大学校（以下「甲」という。）、宍粟市（以下「乙」という。）及び兵庫森林管理署（以下「丙」という。）は、以下のとおり人材の育成等についての連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、森林が有する公益的機能の発揮や林業の成長産業化に貢献するため、甲、乙及び丙が連携・協力し、森林・林業の技術の普及、人材の育成等を図ることを目的とする。

（連携及び協力に関する事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲、乙及び丙が連携及び協力する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 実習、研究等のためのフィールド提供
 - (2) 人材育成のための講師派遣
 - (3) ICT等の林業の効率化につながる技術の普及
 - (4) 森林環境教育などその他森林・林業の普及
 - (5) 就業体験など職業意識向上のための諸活動
 - (6) その他、第1条の目的に資するため、甲、乙及び丙が必要と認めた事項
- 2 具体的な方法については、都度甲、乙及び丙が協議の上取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から5年を経過した年の年度末とする。
ただし、協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙及び丙いずれかから特段の申し入れがない場合は、有効期限の翌日からさらに5年間更新することとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定内容を変更することが必要となった場合、本協定に疑義が生じた場合は速やかに協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

甲 兵庫県立森林大学校長

乙 宍粟市長

丙 兵庫森林管理署長

令和2年4月17日

築山佳永
福元晶三
石上公彦